

● まちの情報誌 ●



広報

2018
APRIL
4月号

たかまち

町の人口

男 3,251人

女 3,637人

計 6,888人

世帯数 2,861戸

2018年2月末現在

No. 527

ひなめぐり de マルシェ



3月3日(土)、高取児童公園で「ひなめぐりdeマルシェ」が開催されました。

たかまち*高取町ママたちのちから*が企画したイベントで、会場にはグルメブースや手作りの商品を販売するブースが出店し、多くの来場者で賑わいました。

◆ 心やすらぐふるさと高取 ◆

平成30年度 (2018年度) 所信表明

わが国では今、急速な少子高齢化が進んでいます。安倍首相は今年の年頭所感の中で、この状況を国難と呼ぶべき危機と表現されています。また、都市部へ人口が集中する反面、地方からの人口流出に歯止めがかからず、本町においても人口が7,000人を割り込むところまで減少しています。

このような状況の中、平成28年3月に策定した「高取町まちひと・しごと創生総合戦略」において掲げた4つの基本目標、

- 「安心して子育てができるまち 高取」
- 「心豊かに、人が支え合い暮らせるまち 高取」
- 「訪れたくなるまち 高取」
- 「住みたくなるまち 高取」
- 「産業振興により活力あるまち 高取」

これらをしっかり見据え、様々な行政課題に対して、バランスのとれた施策を実施することが重要だと考えています。

具体的には、平成27年7月に県との間で締結した、まちづくりに関する包括協定を受け、「土佐街道周辺および高取城跡周辺

地区」と「与楽古墳群周辺地区」について、昨年3月に「基本協定」を締結しました。現在、具体的な施策を実行に移すための「基本計画」の策定に向け、県と協議を重ねています。

健康の森周辺地区については、先進医療施設の誘致に向け、その障壁となる規制の緩和を求めて、昨年12月に国家戦略特区認定の申請を行い、去る2月23日に内閣府のヒアリングを受けたところです。

産業の振興については、町内への工場の誘致に向けて、進出予定企業との協議を本格化させています。また、本町としては初めてとなる優遇税制の制度化に向け、新たな条例を制定します。また、昨年は、大型の台風が

本町にも大きな被害をもたらしました。現在、災害の完全復旧に向けた取り組みを全力で進めています。昨年の教訓を踏まえ、今後の災害に備える対策も強化します。

このような考え方で新年度の予算編成を行ったところですが、一般会計予算案は、34億2,500万円で、29年度当初予算と比べ、1億7,500万円(5.38%)の増額となりました。

増額となった主な要因は、普通建設事業費の増額です。普通建設事業費においては、道路改修や橋梁の長寿命化対策、旧増田邸建築事業、与楽古墳群整備事業等を計上しています。予算額は大幅に増額となっていますが、国庫支出金、県支出金のほか、地方交付税措置のある有利な起債を活用するなど、極力町の一般財源の負担軽減を図るよう工夫しています。

次に、主な歳入です。

税収については、約6億3,900万円を計上し、平成29年度と比べ、約1,600万円(2.49%)の減額となっております。これは、個人町民税や固定資産税の減少を見込んだものです。

地方交付税については、交付税の算定に用いる基礎数値による試算をもとに2,000万円(1.40%)の増額を見込み、14億5,000万円を計上しています。

国庫支出金、県支出金及び町債については、普通建設事業の増加に伴いそれぞれ増額となっています。

なお、財源調達の工夫をしてもおお生じることとなる歳入の

不足分については、29年度とほぼ同額の2億3,000万円の財政調整基金を充てることとしています。

次に、主な歳出です。

総務関係として、地籍調査にかかる委託料を新たに計上しています。これは、一定の広い範囲で土地の境界確定を行うもので、町有財産の適切な管理はもとより、町民の皆さんの財産管理にも資するもので、今後継続して実施したいと考えています。

民生労働関係では、集団がん検診の個人負担を無料化します。がんは、早期発見により治療率が高まる病気ですので、町民の皆さんの検診受診を促し、健康長寿のまちづくりを進めるために、新規で実施したいと考えています。消防防災関係として、今後の災害に備えるため、災害備蓄用品整備の強化を図るとともに、自主防災組織に対する補助金を増額します。

教育委員会関係では、旧給食センターの解体費を計上しています。これは、不用老朽施設が原因となる事故の防止、維持管理経費の削減、また、今後の跡地活用に向けて実施するものです。

また、各公共施設の老朽化が進んでいることから、平成30年度以降、施設の長寿命化に向けた改修を計画的に実施し、中長期的な視点に立って、維持管理経費や修繕料の軽減を図ります。

これ以外にも、地方創生推進交付金事業や奈良県とまちづくりに関する包括協定を締結した3つのエリアに関して、町と県が協働でまちづくりを進める予算も引き続き計上しています。

その他の会計については、国民健康保険特別会計は約1億3,500万円(12.81%)の減額、下水道事業特別会計は約300万円(1.28%)の減額、介護保険特別会計は約4,800万円(5.78%)の増額、学校給食特別会計は44万円(1.55%)の減額、後期高齢者医療特別会計は約1,200万円(10.77%)の増額となっており、5つの特別会計の合計では、約7,800万円(3.46%)の減額となっています。

また、水道事業会計については、約300万円(0.99%)の増額となっており、一般会計、特別会計、水道事業会計の全ての合計では、約9,900万円(1.72%)の増額となっています。以上が平成30年度当初予算案の概要です。



このように、予算の総額は増額となっていますが、全体として町の財政状況が厳しいことに変わりはありません。全ての会計において、予算の執行に当たっては、より一層の経費節減に努めたいと考えています。

私は本年を、「豹変の年」と位置付けました。

豹変とは、これまでやってきたことに反して手のひらを返すといった意味に取られています。本来の意味は、豹の毛が季節の変化に応じて美しい斑文に生え変わるように、状況の変化に応じて迅速かつ的確に変えていくことを意味する言葉です。

私は平成30年度を、時代の変化に対応し、迅速かつ的確に高取町を変える年にしたいと考えています。引き続き、町政に対する御理解を賜り、全面的な御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の所信いたします。



高取町長 植村 家忠

たかとり子どもサミット

開催

2月27日（火）、たかむち小学校の音楽室で、社会を明るくする運動高取町推進委員会の主催により、「たかとり子どもサミット」が開催されました。たかむち小学校の6年生から町に対する質問を事前に募集しました。

生徒たちは、日頃から思っている疑問や意見を、直接町長や教育長に向けて発表しました。

◎発表の内容は、

- ・空き家についての取り組みを教えてください。
- ・高取町の収入はいくらぐらいで、余ったお金は何に使われるのか教えてください。
- ・高取町ならではの文化と、町の主な産業について教えてください。

この他にも子どもの立場からの質問がたくさんあり、町長や教育長は真剣に回答し、意見を交えました。



フットサル COERVER CUP 2017 ☆奈良県大会 優勝☆

高市フットボールクラブ所属のU12（小学6年生以下）の選手4名が、平成29年12月にフットサルの全国大会 COERVER CUP 2017の奈良県地区予選に出場し、優勝しました。また、年末に開催された関西大会では、各府県代表を相手に無敗と善戦しましたが、ポイント差で惜しくも敗退しました。4名の今後の活躍を期待しています。

写真右から
松坂 風汰選手
永二 祐汰選手
中谷 日音選手
松坂 実雷選手



てんいち先生



第30回「人権を確かめあう日」高市郡記念集会

毎月11日は「人権を確かめあう日」を設定して30年目となりました。「人は等しい」を原点にみんなでめざそう「人権のまちづくり」をテーマに記念集会を開催します。

皆さんのご来場をお待ちしています。

○とき 4月14日(土) 受付13時 開会13時30分

○ところ リベルテホール

○記念講演 ・初瀬太鼓 麟角舎 ・和太鼓 ひびき

○問い合わせ 住民課



2月21日(水)、子どもたちの交通安全を願って、奈良県交通安全協会からたかむち小学校に、安全旗が寄贈されました。通学時の交通事故防止に有効活用させていただきます。

子どもたちの安全を願って
安全旗の寄贈



2月27日(火)、青少年の健全育成を目的に、高取町青少年育成協議会からたかむち小学校に、図書41冊が寄贈されました。高取町青少年育成協議会では、毎年青少年健全育成の一環として「町内巡回指導」や「こども110番活動」に積極的に取り組んでいます。

青少年の健全育成へ
図書の寄贈

飛鳥認定通訳ガイド育成研修 修了式



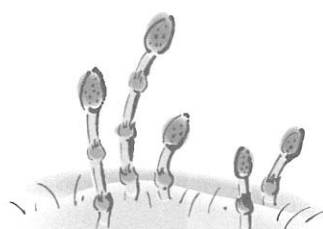
3月4日(日)、「飛鳥認定通訳ガイド」育成研修の修了式が行われました。飛鳥認定通訳ガイドの業務は、外国人観光客に有償で通訳案内をし、飛鳥地方(高取町、橿原市、明日香村)の魅力を伝えることです。語学や地理歴史、ガイドスキル研修など、全てのカリキュラムを修了し、実地試験にも合格した34名の通訳ガイドが、飛鳥地方で活躍します。

飛鳥認定通訳ガイド
育成研修 修了式

短歌

見えかくれしつつ飛び交ふ鶺鴒の鳴く声
とほり来飛鳥川原に
川合 文子

雨ごとに柳の新芽膨らみて
緑の簾春風に揺れる
油谷 操



俳句

遠目にも白く一ひく花堤
辻 慶子

花は葉に見えつ隠れつ石舞台
増田 貞子

夕遍路納所を目ざす歩の早し
永野 永久

税務課からのお知らせ

平成30年度は固定資産税の評価替えの年です

3年に一度の評価替えにより、土地、家屋の評価が見直されます。

本町では平成30年度評価替えに伴い、評価の均衡、税負担の公平を推進するため、評価方法の見直しを行います。これにより、土地の評価額が変動し、一部の方については税額が増える場合もありますが、ご理解とご協力をお願いします。

主な内容は、次のとおりです。

①土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定された土地のうち、路線化評価方式で評価している土地については、評価の見直しを行います。

②市街化農地における宅地批准方法の変更

雑種地を宅地に転用する際に見込まれる造成費等に相当する額を、宅地の評価額から差引く比準方法に移行します。これにより、宅地転用が容易な市街化区域の農地では評価額が上昇する場合があります。

※新しい評価額は平成30年度課税明細書（5月上旬に発布）に記載されます。また、右記の縦覧、閲覧期間に税務課窓口でも確認できます。

平成30年度 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

○縦覧期間 4月1日～5月31日（土、日、祝日を除く）
9時～16時30分

○ところ 税務課

○対象者 ・土地の納税者（土地価格等縦覧帳簿の縦覧）
・家屋の納税者（家屋価格等縦覧帳簿の縦覧）

※縦覧を希望する方は、納税通知書、課税明細書、運転免許書等で本人確認ができるものと印鑑をお持ちください。

平成30年度 固定資産課税台帳の閲覧について

○閲覧期間 4月1日～平成31年3月31日（土、日、祝日を除く）9時～16時30分

○ところ 税務課

○対象者 当該固定資産の納税義務者および
借地・借家人



○問い合わせ 税務課

福祉タクシー制度の利用手続きについて

身体障害者手帳1、2級または療育手帳A（A1、A2を含む）をお持ちの在宅の方に、福祉タクシー利用券を交付し、基本料金を助成しています。

現在、お持ちの利用券の有効期限は、3月31日までとなっています。

4月1日以降、引き続きこの制度の利用を希望される方、新たにこの制度の利用を希望される方は、福祉課まで申請手続きにお越しください。

《申請に必要なもの》

- ・身体障害者手帳または療育手帳（コピー可）
- ・印鑑

○問い合わせ 福祉課

合併浄化槽は、し尿だけでなく、河川などの水質汚濁の原因となる家庭雑排水も処理する浄化槽です。

本町では、平成30年度に合併浄化槽を設置される家庭（平成30年度内に設置完了するもの）に補助金を交付します。

補助対象地域は、下水道計画区域外に限られます。なお、建売住宅、共同住宅、店舗等は補助対象外になります。

補助金交付希望者は、合併浄化槽設置工事を行う前に、所定の申請書（住民課に事前にお越しくください）および関係書類を申請受付期間内に提出してください。



- 対象浄化槽
5人槽、7人槽、10人槽
- 受け付け・問い合わせ
住民課

合併浄化槽を

設置される方へ

また、年度内に設置予定のある方の事前申請も可能ですので、ぜひお問い合わせください。

国保だより

こんなときは..

必ず14日以内に届出を!

国民健康保険被保険者証に
異動はありませんか?



以下に該当する方は、14日以内に役場窓口へ届け出てください。◇問い合わせ 住民課

※国民健康保険の資格喪失後、国民健康保険を使用した場合は、
医療費の返還を求めることがあります。

※届出を怠ると罰則を
受けることがあります。

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバーの分かるもの
職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑、マイナンバーの分かるもの
職場の健康保険などに加入したとき	国保の被保険者証と職場の健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、マイナンバーの分かるもの

届出日の当日に被保険者証の発行を希望する方は、必ず身分を証明するもの(運転免許証等)をお持ちください。

◎国民健康保険では、申請や届出により次のような場合にも支給が受けられます。

こんなとき	申請に必要なもの
被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。	医療機関でご相談ください。
被保険者が亡くなったとき、葬祭を行なった方に葬祭費が支給されます。	被保険者証、印鑑、口座番号の分かるもの、マイナンバーの分かるもの
医師の指示により、緊急やむを得ず重病者の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、国民健康保険が必要と認めた場合に移送費が支給されます。	医師の意見書、領収書、被保険者証、印鑑、口座番号の分かるもの、マイナンバーの分かるもの
治療用装具を医師の指示で製作し装着したとき、療養費が支給されます。	医師の意見書、領収書、被保険者証、印鑑、口座番号の分かるもの、マイナンバーの分かるもの
海外で緊急でやむを得ず診療を受けたとき、海外療養費が支給されます。	パスポート、領収書(翻訳文を添付)、診療内容明細書(翻訳文を添付)、領収明細書(翻訳文を添付)、診療内容を照会することへの同意書、被保険者証、印鑑、口座番号の分かるもの、マイナンバーの分かるもの
交通事故やケンカなど他人の行為(第三者行為)が原因で負傷したときの医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出(第三者行為による傷病届)をすることによって国民健康保険で治療を受けることができます。 届出によって、国民健康保険を使って治療が行われると、医療費の保険給付分を国民健康保険が病院に支払いますが、これはあくまでも国民健康保険が一時立て替えるもので、後日、被害者の方に代わって、加害者に請求することになります。	届出書は住民課にありますので、必ず連絡してください。(届出書は町ホームページでダウンロードすることもできます。)
人間ドック・脳ドックを受診したとき、助成を受けることができます。受診日時点で、年齢が満30歳以上75歳未満で、引き続き1年以上高取町国民健康保険の被保険者で保険税を完納されている世帯に属しており、当該年度の特定健診を受診されていない方です。	領収書、検査結果表、被保険者証、印鑑、口座番号の分かるもの、特定健康診査受診券(40~74歳の方で人間ドックの助成申請をする方のみ)

◎被保険者証が使えないとき

- 病気とみなされないもの ・健康診断、人間ドック、予防注射、正常な妊娠、出産、美容整形など
- 他の保険が使えるとき ・仕事上の病気やけが(労災保険の対象になります。)
- 給付が制限される時
- ・故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔による病気やけが、医師や保険者の指示に従わなかったとき

国民健康保険の 制度が変わります！

平成30年4月から、安定した国民健康保険事業の運営を行うため、国保財政運営主体が都道府県になり、市町村に加えて都道府県も国保の保険者となります。

Q 保険給付はどうなるの？

A 今までと変わりません。医療機関で被保険者証（および高齢受給者証）を提示し、自己負担割合に応じた支払いをしてください。

Q 国民健康保険税はどうなるの？

A 県下で統一された基準になるよう税率改正が行われます。ただし、急な国民健康保険税額の変更を防ぐために激変緩和を行いつつ、平成36年度までに県下統一基準となるように段階的に税率改正を行います。

Q 各種届出や問い合わせはどこにすればいいの？

A 制度改正後も国民健康保険の窓口は役場になりますので、保険証に関する、資格の取得、喪失に関する、税に関することは住民課にお問い合わせください。

○問い合わせ
住民課



国民年金保険料「学生納付特例制度」のご案内

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下（※1）の学生（※2）が対象となります。

（※1）本年度の所得基準（申請者本人のみ）118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

（※2）学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間、定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月に申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度を希望する場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

※申請の用紙が届いていない方は、役場で申請手続きが必要です。申請には、年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証の写しが必要です。

○問い合わせ 住民課

国民年金 保険料 学生納付



わくわく エンジェル

お友達づくりの育児サークル「わくわくエンジェル」に参加しませんか？

○と き

5月9日（水）

10時～11時30分

○ところ

保健センター

○内 容

おたのしみ会

○対象者

未就学児とその保護者

○問い合わせ

福祉課

地域子育て支援センター アミイクラブ

今年度も
はじまります



親子で触れ合ったり、お友達づくりに来てみませんか？気軽に参加してください！！

○と き 4月17日（火）10時～11時30分

○ところ たかとり保育園

○対象者 0歳から3歳までの乳幼児とその保護者

○内 容 お誕生日会 はじめまして！

※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申し込みください。

○問い合わせ

地域子育て支援センター事務局
（たかとり保育園内）

0744（52）4368

4月の臨床心理士による 教育相談

◇相談日 4月6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）

いずれも13時から17時

（1回約45分の事前予約制）

◇相談場所 リベルテホール

◇対象者 町内在住の子ども（中学生まで）とその保護者

◇申し込み方法 教育委員会事務局へ、電話でお申し込みください。

0744（52）3715

◇費用 相談は無料です。

◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。日時等は、高取中学校へお問い合わせください。

0744（52）2151

平成30年度 警察官(第1回) 採用試験

○試験日

体力試験(実技判定)

4月28日(土)、29日(日)

のうち指定する1日

教養・論文試験 5月13日(日)

○採用予定人員

警察官(大卒区分)

男性34人程度、女性4人程度

○受験資格

昭和63年4月2日以降に生まれ

た人で、学校教育法による

大学(短期大学を除く)を卒業

した人または平成31年3月

末日までに卒業見込みの人

○受付期間

郵送(簡易書留)または持参

4月20日(金)まで

インターネット4月16日(月)まで

○申し込み・問い合わせ

奈良県警察本部警務課採用係

採用フリーダイヤル

0120(351)204

ホームページ

<http://www.police.pref.nara.jp>



山火事予防運動のお知らせ

この時期は、火入れや入山者の増加などが見込まれることから、山林等の火災が発生しやすくなります。

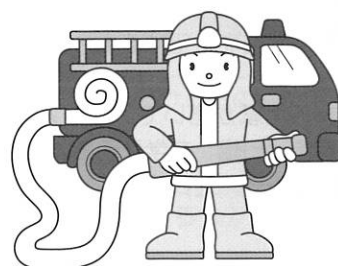
高市郡内には、日本三大山城の一つ高取城を有する高取山や国営飛鳥歴史公園など、山林に面した貴重な文化財があります。これらの文化財や豊かな自然を守るためにも、山林周辺のたき火は控えて、入山時の喫煙管理の徹底をお願いします。

○問い合わせ

高市消防署 予防課 予防係

査察係

0744(52)4499



消防活動の拡充を目指して 可搬式ポンプ整備

高取町消防団では、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を活用して、可搬式消防ポンプを整備しました。これにより、消防ポンプ車が入って行けない火災現場での消火活動の拡充が図れました。



奈良県立大淀養護学校 見学会 体験学習

大淀養護学校では、知的障害のある幼児や児童の保護者に対して、当校の教育について理解と認識を深めてもらうための、見学会などが開催されます。

〈小学部〉見学会

- とき 5月24日(木)9時30分～12時
(平成32年度就学予定)
- 5月25日(金)9時30分～12時
(平成31年度就学予定)

○対象者 知的障害のある幼児の保護者

〈中学校〉第1回体験学習

- とき 6月6日(水)9時30分～12時
- 対象者 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

【教育相談】

お子さんの日常指導、教科指導等特別支援教育についての教育相談をご利用ください。事前に申し込みが必要です。

○問い合わせ

奈良県立大淀養護学校 吉野郡大淀町下淵414-1
TEL 0747(52)7655 FAX 0747(52)8620

奈良県立明日香養護学校 教育相談のご案内

奈良県立明日香養護学校では、下記のとおり特別支援教育等に関する教育相談が行われます。

○相談日 事前に電話でご連絡ください。日程を調整します。

○相談内容

- ・肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学、転入学に関すること。
- ・病弱教育対象の生徒の入学、転学に関すること。
- ・教育上の指導に関すること。
- ・健康、自立活動、進路指導、交流および共同学習、特別支援教育に関すること。

○対象者 動作や身体、肢体不自由教育については、明日香養護学校区に在住の保護者および担任を対象としています。在宅訪問教育と病弱教育部門(高等部)の校区は県内全域が対象です。

○申し込み・問い合わせ 県立明日香養護学校

(高市郡明日香村川原410 TEL 0744-54-3380)

☆学校の概要についてはホームページをご覧ください。

<http://www5.kcn.ne.jp/~kameisi1/>

こんにちは



地域包括支援センターです。

申込制『元気サロン』のご案内 ～5月分～

「運動したいけど、機会がない」、「ひとりではなかなかできない」など、せっかくやる気があるのに心も体も閉じこもってはいませんか？

本町では毎月、65歳以上の方を対象に、“筋力アップ運動”や“有酸素運動”などを取り入れた、介護予防運動を行っています。ぜひこの機会に、これからますます元気で過ごすためにも、一緒に楽しく運動してみませんか？

○と き

「筋力アップ運動」

5月8日(火) 10時～11時 (受付9時30分～10時)

「楽しく有酸素運動」

5月16日(水) 10時～11時 (受付9時30分～10時)

「ステップアップ運動」

5月24日(木) 14時～15時 (受付13時30分～14時)

※当日は健康チェックを行いますので、9時30分～10時または13時30分～14時にお越しください。

○と ころ リベルテホール 2階大研修室

○対象者 町内在住の65歳以上の方(介護保険第一号被保険者)

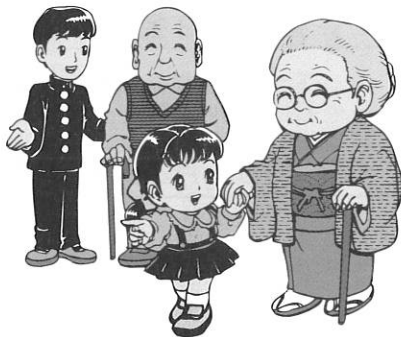
○定 員 各日、40名(定員になり次第締め切ります。)

○持ち物 運動できる靴、タオル、水分補給のお茶など

※現在、通院中の方や、身体等に心配のある方は、かかりつけ医に相談してください。

※申込方法 4月2日(月)から申し込みを受け付けますので、電話または地域包括支援センターにお越しください。

○申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター 0744(52)3334



○問い合わせ
地域包括支援センター

※来庁できない方は電話での相談も可能です。介護相談会の時間内にお電話ください。

※内線105

0744(52)3334

○相談番号

○ところ 役場1階(相談室)

○相談日 4月5日(木)、

19日(木) 13時～16時

介護相談会
(毎月第1、3木曜日)
4月から定期開催

**4月の
介護相談**

福祉医療助成制度の申請はお済みですか

次の方に医療費の助成を行っています。

申請がまだの方は住民課で申請が必要です。

○子ども医療費助成制度

0歳から中学校卒業まで(中学校を卒業する3月31日まで)の子ども

○心身障害者医療費助成制度

1歳以上75歳未満で身体障害者手帳1、2級または療育手帳A1、A2の交付を受けた方ただし後期高齢者医療加入者は除きます。

※所得制限があります。

○ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の親と子(18歳になった最初の3月31日までの子)またはこれに準ずる方

※所得制限があります。

○重度心身障害老人等医療費助成制度

後期高齢者医療加入者で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A1、A2の交付を受けた方

・父母のいない18歳未満の児童等を養育している配偶者のいない方

※所得制限があります。

○問い合わせ 住民課



**小、中学生の
通院医療費助成を拡大します。**

平成30年4月1日診療分から、小、中学生の通院医療費助成の一部負担金を1,000円から500円に変更します。

申請等の手続きは必要ありません。現在お持ちの『子ども医療費受給資格証』を医療機関の窓口で提示してください。

※県外の医療機関にかかったと



きは、住民課での支給申請が必要です。

○問い合わせ 住民課

4月のごみ収集日

*ごみ搬出は、所定の場所に前日ではなく当日の午前8時30分までにお願いします。
 *【 】内は次月の最初の収集日。
 *ごみを分別するときは、ごみの分別表および家庭ごみの出し方と分け方ガイドブックを参考にしてください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番●TEL 0744 (52) 3334 内線 500 住民課 501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
2日・5日・9日・12日・16日・19日・23日・26日・30日(特別)【5月7日・10日・14日・17日】	3日・6日・10日・13日・17日・20日・24日・27日【5月1日・8日・11日・15日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐
3日・17日【5月1日】	10日・24日【5月8日】	5日・19日【5月17日】	12日・26日【5月10日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1・第3 月曜日	第1・第3 水曜日	第1・第3 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
2日・16日【5月7日】	4日・18日【5月2日】	6日・20日【5月2日(特別)】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2・第4 月曜日	第2・第4 水曜日	第2・第4 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
9日・23日【5月14日】	11日・25日【5月9日】	13日・27日【5月11日】

4月の

し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
 問い合わせ 住民課

日	曜日	岡本班収集大字	勝班収集大字
4月 2日	月		丹生谷
3日	火		丹生谷
4日	水		丹生谷
12日	木	森・佐田・谷田	
13日	金	薩摩・松山	
16日	月	市尾	
17日	火	羽内・藤井	
18日	水	市尾	
19日	木	市尾	
20日	金	(市尾) 田井庄	観覚寺・下土佐・上土佐
23日	月	兵庫	下子島
24日	火	兵庫・曾羽・車木	上子島
25日	水	越智	清水谷・吉備・下土佐
26日	木	越智・寺崎	下土佐・観覚寺
27日	金	与楽	下子島・清水谷

健康相談

保 健 だより

問い合わせ：高取町保健センター
電話番号 0744(52)5111
FAX番号 0744(52)3351

高血圧、糖尿病、高脂血症など、生活習慣病でお悩みの方や妊娠中、出産後の栄養でお悩みの方は、ぜひお越しください。

とき 5月14日(月)

13時30分～15時受付

ところ 保健センター

対象者 原則40歳以上の方、妊産婦
内容 尿検査、身体測定、血圧測定、体脂肪測定、栄養相談、健康に関する相談

持参品

健康手帳(お持ちでない方は、当日、保健センターで交付します。)

○管理栄養士による栄養相談を希望される方は、5月2日(水)までに保健センターへお申し込みください。(定員4名)

すくすく発達相談

「赤ちゃんのときから目が合わなかったり、泣き方が激しかったり」「何となく、落ち着かないように感じる」「お話しはよくできるのに、やりとりがうまくいかないことがある」など、お子さんの発達やしつけについて不安を持つ方々を対象に臨床心理士による専門的なアドバイスを相談を行っています。お子さんの日常の様子で気になることがありますたらお気軽にご相談ください。

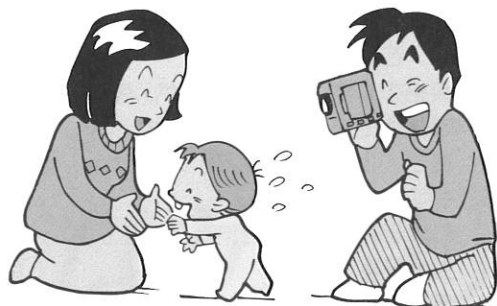
とき 4月27日(金)

10時30分～15時

ところ 保健センター

対象者 就園前の乳幼児

申し込み 4月13日(金)までに保健センターへお申し込みください。なお定員になり次第受け付けを終了します



いい歯菌(母)教室 (妊産婦交流会(申込制))

とき 4月24日(火)

13時～13時10分受付

ところ 保健センター

対象者 妊娠4～8か月の妊婦

内容 および産婦

歯科検診、歯科相談、助産師による産前産後相談など

持参品 問診票(産婦は申込後に

送付)、母子健康手帳

申し込み 4月13日(金)までに保

健センターへお申し込みください。



高取町防犯ボランティア 連絡協議会より

高取町防犯ボランティア連絡協議会では、会員の高齢化などにより、年々会員数が減っています。特に、青色防犯パトロール隊員は、減少が著しく、このままでは存続が危うくなることが懸念されます。

平成30年度からは、高取町、橿原警察署、防犯関係機関、教育関係機関とのネットワークを組み、青色防犯パトロールカーも一新されます。活動は、1～2か月に1回程度パトロールカーに乗って町内を約1時間巡回します。

「自分のまちは自分で守る!」、「高取町の安心安全のために貢献したい!」、「高取町の将来を担う子どもたちを見守ってあげたい!」という気持ちのある方を随時募集しています。

隊員募集!!

また、見守り隊も募集していますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

○問い合わせ

高取町防犯ボランティア連絡協議会事務局
(高取町社会福祉協議会内)

0744(52)3865





高取町臨時職員募集

放課後児童クラブ指導員募集

- 職 種 放課後児童クラブ指導員
- 雇用予定人数 1名
- 応募資格 保育士、幼稚園、小学校教諭資格などがある方。
- 雇用期間 5月1日～平成31年3月31日
(更新の可能性あり)
- 給 与 月額157,300円(賞与あり)
- 加入保険 社会保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

【試験の日時等】

- 試験日時 4月19日(木)
- 試験場所 高取町役場
- 受付時間 9時～9時20分
試験開始 9時30分
- 試験内容 面接

【受験の申し込み】

受験される方は、次の書類を
受付期間内に提出してください。

- 高取町臨時職員雇用試験申込書(町ホームページからダウンロードまたは役場総務課で配布しています)
- 写真2枚(最近3か月以内の撮影、上半身、脱帽、縦5cm、横4cm)
- 有資格者の方は、その資格の証明書の写し

【受験期間等】

- 受付期間 4月2日(月)～18日(水)
※土、日、祝日は除く
- 受付時間 9時～17時

- 受付場所 総務課(庁舎2階)
- 申込方法 持参による受付のみ
(代理人による提出可)
※郵送による受付は行いません。
- 【合格発表】 合否にかかわらず本人に通知します。
- 【問い合わせ】 総務課

放課後児童クラブ指導員募集

- 職 種 放課後児童クラブ指導員
- 雇用予定人数 若干名
- 応募資格 資格の有無は問いませんが、保育士、幼稚園、小学校教諭など資格がある方を優先します。(1日3時間、週2、3日程度でも可)※大学生、専門学校生等でも可
- 給 与 時給816円(有資格者 895円)
- 加入保険 労災保険
- 応募方法 電話にてお問い合わせください。面接の日時を調整します。高取町臨時職員雇用試験申込書(町ホームページからダウンロードまたは役場総務課で配布)、もしくは市販の履歴書(写真貼付)をお持ちの上、面接にお越しください。有資格者の方は、その資格の証明書の写しもお持ちください。

【問い合わせ】 福祉課



○申込期間
4月2日(月)～27日(金)
8時30分～17時15分
※平日のみ
○申し込み・問い合わせ
まちづくり課

平成30年度
高取町農業振興地域
整備計画の農用地区域
除外申出について

農業振興地域内の農用地で、農家住宅の建築や青空駐車場、資材置き場などをする場合、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項(農振除外申出(指定解除))により、農用地の指定を除外する手続きが必要になります。

平成30年度の農用地区域除外申出の受付期間については次の期間となります。

子どもの写真を募集中!

広報5月号から本町に在住する就学前のお子さんの写真を掲載します。

お子さんの氏名(ふりがな)・住所・電話番号・お子さんへの一言(15字以内)を記入の上、メールで応募してください。
※本人の写真(データサイズは2MB以内)
※紙面の都合上、掲載できない場合があります。

○問い合わせ・申し込み 総合政策課
メール sougouseisaku@town.takatori.nara.jp

4月の相談日

◎どうぞ、お気軽にお越しください。

25日
川西 康陽
川本 清江
吉川 貴子
(一般相談)
(敬称略)

11日
岡村 良子
(人権相談)

とき 水曜日
13時～16時
ところ 老人福祉センター
2階

心配ごと相談所